

## 水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

日頃より、見附市の水道事業にご協力いただきありがとうございます。

水道法の一部が改正されたことに伴い、2019(令和元)年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制を導入しました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上期間内での手続きをお願いします。

## 1 有効期間及び更新の受付期間

※初回の更新手続きについては、見附市上下水道局より事前に郵送にて通知します。

なお、有効期間内に更新手続きを行わなかった場合、失効となりますので、ご注意願います。

見附市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日~平成 11 年 3 月 31 日	2020(令和 2)年 9 月 29 日まで
平成 11 年 4 月 1 日~平成 15 年 3 月 31 日	2021(令和 3)年 9 月 29 日まで
平成 15 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日	2022(令和 4)年 9 月 29 日まで
平成 19 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日	2023(令和 5)年 9 月 29 日まで
平成 25 年 4 月 1 日~令和元年 9 月 30 日	2024(令和 6)年 9 月 29 日まで

## 2 申請時に必要な提出書類 (郵送可)

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第 1)
- (2) 誓約書 (様式第 2)
- (3) 機械器具調書 (別表)
- (4) 定款及び登記事項証明書 (法人)又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状または技術者証の写し)
- (6) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 (別記第 1 号様式第 4 条関係)

※(1)~(5)については、水道法第 25 条の 2 を準用。

(6)については、見附市給水装置工事事業者規程第 4 条第 5 項による。

## 3 更新に係る事務手続き手数料 (見附市給水条例第 34 条による)

7,000 円

## 4 その他

2 の(6)の書類については、更新年度が来ていない事業者様も提出をしていただいた場合、その都度ホームページ等に業務内容等の必要事項を掲載いたしますので掲載を希望する事業者様は提出をお願いいたします。(ホームページ掲載は令和 2 年 10 月を予定。)

## 5 更新制度に関するお問い合わせ先

見附市上下水道局 設備係 電話 0258-62-1700 内線 202